

釧路市立青陵中学校部活動の方針について

釧路市立青陵中学校

I 釧路市立青陵中学校の部活動方針について

本校の部活動の活動方針については、次に挙げる国のガイドラインや北海道・釧路市の方針等を参考に、学校教育目標等を踏まえ、本校における部活動に係る活動方針を策定する（以下「本方針」という）。

- ・スポーツ庁及び文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年(2022年)12月改訂）
- ・北海道教育委員会「北海道の部活動の在り方に関する方針」（令和5年(2023年)3月改定）
- ・釧路市教育委員会「釧路市立学校における部活動の方針」（令和6年(2024年)1月改定）

これらを踏まえ、2025年度の本校の部活動を運営するにあたり、次の方針を策定する。なお、本計画は2025年4月1日から実施するものとする。

2 青陵中学校の部活動運営に関する具体的な方針

- ・児童生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- ・学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、児童生徒同士や教師と児童生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が自主的で多様な学びや経験をする場である。
- ・部活動は教育課程外の活動であり、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、部活動を実施する上では、児童生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、児童生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していく。
- ・教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていく。
- ・部活動は、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないようにする。
- ・前期課程段階においても、後期課程の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点から十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る「相談・要望窓口」の設置

ア 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

連絡先 釧路市緑ヶ岡6丁目9番42号

Tel : 0154-46-1161 Fax : 0154-46-1162

Mail : info@seiryo-j.kushiro.ed.jp

担当：教頭

(2) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

ア 各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日1等）を作成し、校長に提出する。

イ 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。

ウ 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るとともに、生徒・保護者の負担が過度とならないようにする。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、児童生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案し、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動委員会）を定期的に設ける。

・部活動委員会の構成：委員長（ ）、副委員長（ ）、各部活動主担当者

エ 校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し、徹底させる。

オ 校長は、「釧路市立学校における働き方改革アクション・プラン」に示された教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組に努める。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、次のことを徹底する。

- ・トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること。
- ・過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ・児童生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ・児童生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ・専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、次のことを徹底する。

- ・児童生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- ・過度の練習が児童生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- ・児童生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ・児童生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ・専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ① 学期中は、週当たり2日の休養日（平日1日、土日1日）を設定する。なお、平日の部活動休養日を定時退勤日とする。なお、道民家庭の日（第3日曜日）はできうる限り休養日とするとともに、休日等に中体連をはじめとする各種大会に参加した場合は、代替の休養日を設ける。

※▶52週／年から、部活動休養日は104日間となる。さらに、学校閉庁日（9日間以上）やオフシーズンを休養日とすることから、年間の休養日は104+a日間となる。

※▶部活動毎の年間スケジュール（〇〇部活動暦：休養日や参加大会等の情報を網羅したものを）を作成し、保護者説明会や部活動発会式場で配付、説明する。

※▶年間スケジュールを基に、毎月の活動計画を策定し、生徒並びに保護者に周知する。なお、生徒並びに保護者に宛てた年間並びに月間スケジュールは、校長に提出する。

- ② 長期休業中は、学期中に準じる。なお、長期休業中のオフシーズンは、学校閉庁日を中心に前後の休日を含めて設定する。

▶▶夏季休業日：5日間以上

▶▶冬季休業日：7日間以上

- ③ 1日の活動時間は、平日2時間、休日は3時間以内とする。

▶▶勤務時間の縮減や生徒のライフスタイルの確立の観点を踏まえ、部活動委員会が主体性を発揮し、平日並びに休業日の体育館使用割り当てを決定する。（再登校の可否を含む平日の前半後半の可否、休業日や長期休業期間の3交代制の可否 等）

- ④ 学校単位で参加する大会等の見直し

▶▶各部活動で参加する年間の大会数を精査し、適正な大会参加数（上限）を決定する。

- ⑤ その他

- ・定期テスト実施前の3日間と学力テスト前日の部活動は、これまで通り活動停止とする。
- ・公教研の実施日を休養日とするとともに、定時退勤日とする。ただし、中体連や各種大会等を控えている部活動については、休養日としない。なお、給食を食べていない状況を鑑み、再登校については熟慮する必要がある。

II 生徒・保護者の留意事項

1 部活動の方針への同意書兼入部届の提出について

今後の青陵中の部活動については、文科省・道教委が推進する地域移行・地域展開の方針の中で、部員数の減少、専門的な指導ができる教員や外部指導者の確保が難しい状況が続くことが予想される。このような状況が続く中で、今後の青陵中学校の部活動については、生徒の主体性の育成や健康・体力の増進を目的とした活動としていくことが想定される。

一方、地域には専門的な指導を受けることができるクラブチームがあり、種目によっては、中体連大会の参加についてもクラブチームでの参加も可能である。（大会参加規定は年度・種目ごとに更新されるため詳細はクラブチームに要確認。）

生徒・保護者は、本校の部活動と地域のクラブチームの活動方針や活動内容、費用等も踏まえ

た上でよく吟味し、本校の部活動に入部を希望する場合は、上記の部活動方針についての同意書兼入部届を提出する。